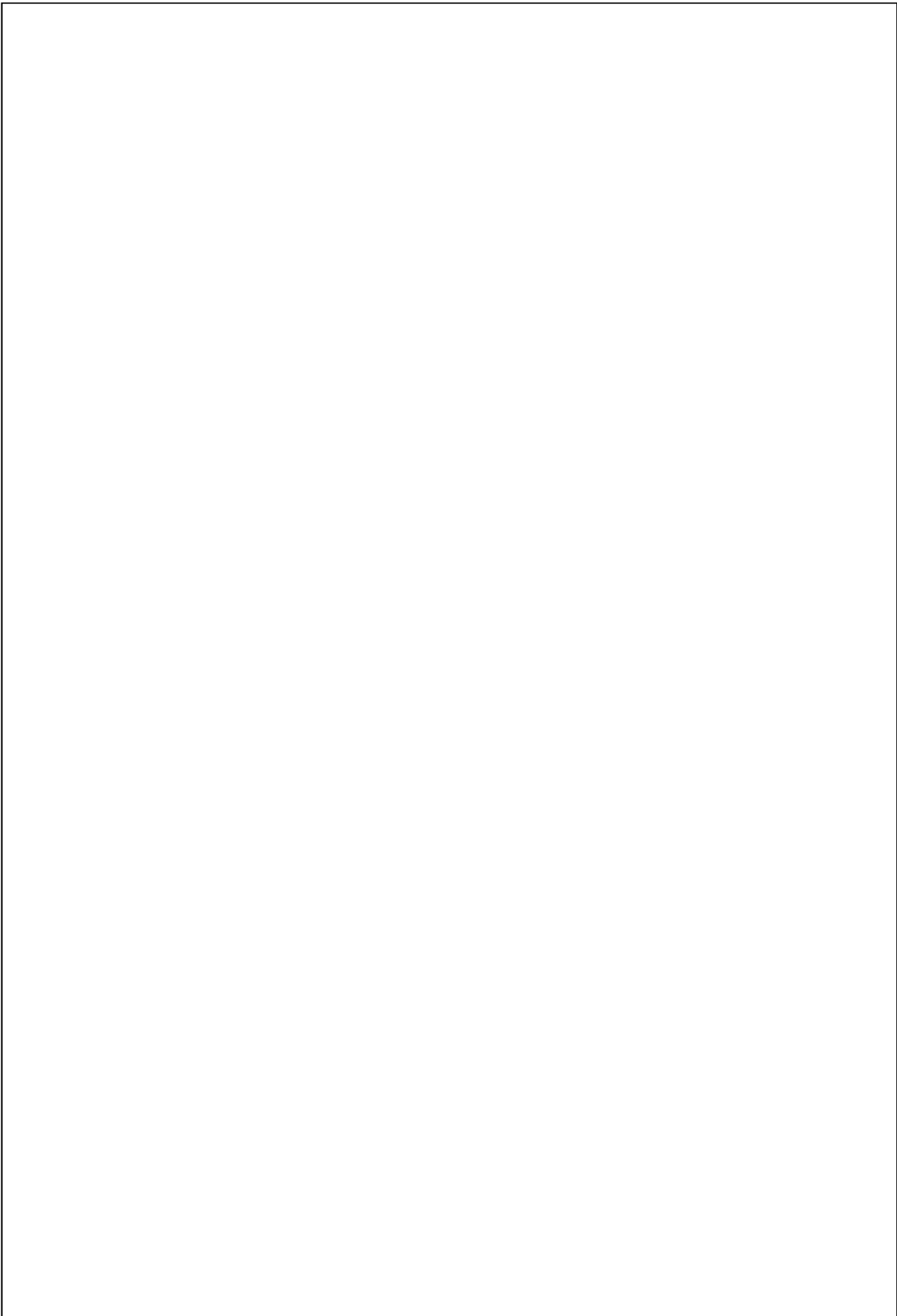


# 用語集



## 用語集

本計画で使用する用語等は、次による。

### 1 機関名等の標記

| No. | 標記       | 機関等               |
|-----|----------|-------------------|
| 1   | 区        | 世田谷区              |
| 2   | 区本部      | 世田谷区災害対策本部        |
| 3   | 都        | 東京都               |
| 4   | 都本部      | 東京都災害対策本部         |
| 5   | 都〇〇局     | 東京都〇〇局            |
| 6   | 関東地方整備局  | 国土交通省関東地方整備局      |
| 7   | 日本郵便     | 日本郵便株式会社          |
| 8   | NTT 東日本  | 東日本電信電話株式会社       |
| 9   | 日赤東京都支部  | 日本赤十字社東京都支部       |
| 10  | 首都高速道路   | 首都高速道路株式会社        |
| 11  | 東京ガス     | 東京ガス株式会社          |
| 12  | 東京電力グループ | 東京電力ホールディングス株式会社  |
|     |          | 東京電力カフエール&パワー株式会社 |
|     |          | 東京電力パワーグリッド株式会社   |
|     |          | 東京電力エナジーパートナー株式会社 |
| 13  | 東急電鉄     | 東急電鉄株式会社          |
| 14  | 京王電鉄     | 京王電鉄株式会社          |
| 15  | 小田急電鉄    | 小田急電鉄株式会社         |
| 16  | 都トラック協会  | 一般社団法人東京都トラック協会   |
| 17  | 区医師会     | 一般社団法人世田谷区医師会     |
| 18  | 玉川医師会    | 一般社団法人玉川医師会       |

| No. | 標記          | 機関等                                |
|-----|-------------|------------------------------------|
| 19  | 区歯科医師会      | 公益社団法人世田谷区歯科医師会                    |
| 20  | 玉川歯科医師会     | 公益社団法人玉川歯科医師会                      |
| 21  | 世田谷薬剤師会     | 一般社団法人世田谷薬剤師会                      |
| 22  | 都柔道整復師会     | 公益社団法人東京都柔道整復師会                    |
| 23  | 世田谷サービス公社   | 株式会社世田谷サービス公社<br>(※エフエム世田谷を運営している) |
| 24  | 世田谷ボランティア協会 | 社会福祉法人世田谷ボランティア協会                  |
| 25  | 世田谷区社会福祉協議会 | 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会                  |

## 2 各章の用語

## (1) 【震災編】第2部第2章 区民と地域の防災力向上

| 用語              | 説明  |
|-----------------|---|
| 屋内収容物           | 地震動により転倒・落下・移動することが想定される家具・什器・陶器など。   |
| スタンドパイプ         | 道路上にある消火栓や排水栓に接続して使用する消防ホース等の消火資器材。   |
| 事業所防災計画         | 東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災による被害を最小限にとどめるため、都及び区市町村の地域防災計画を基準として、事業所単位で作成する防災計画。   |
| 一般ボランティア        | 救援物資等の仕分け・配布、炊き出し・給水、がれき等の片づけ等、専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難所運営支援やがれき撤去等）ボランティア。   |
| 専門ボランティア        | 被災建築物の応急危険度判定や通訳、応急救護・医療、介護・福祉（送迎、保育含）、消火活動の補助、性暴力やDVなどの特に女性が被害となるケースの多い問題の相談・支援等、一定の専門的知識、経験、技能が要求される活動に従事するボランティア。  |
| ボランティアマッチングセンター | <p>世田谷区で一般ボランティアの受付・避難所等への派遣調整等を行う拠点。運営主体は、社会福祉法人世田谷ボランティア協会。設置場所は、区内の5地域で大学と区で協定を締結している。</p> <p>世田谷区では、区内5箇所に設置するボランティアマッチングセンターで一般ボランティアの受付等を行い、避難所・地区を支援するボランティア窓口（サテライト）において、ニーズのマッチングを行い、避難所や在宅被災者宅へボランティアを派遣する。</p> |
| 要配慮者            | <p>(1) 災害対策基本法による定義（第八条第2項）<br/>高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。</p> <p>(2) 東京都地域防災計画による定義<br/>(東京都地域防災計画震災編第2部第10章第5節【予防対策】1(2)ア(ウ))<br/>発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。<br/>具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。</p> |

| 用語       | 説明   |
|----------|--|
| 避難行動要支援者 | <p>(1) 災害対策基本法による定義（第四十九条の十）<br/>要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。</p> <p>(2) 東京都地域防災計画による定義<br/>(東京都地域防災計画震災編第2部第10章第5節【予防対策】1(2)ア(ウ))<br/>要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者。<br/>具体的には、区市町村が定める要件により、避難行動要支援者名簿の登載対象となる人。</p> |

## (2) 【震災編】第2部第3章 安全な都市づくりの実現

| 用語          | 説明   |
|-------------|--|
| 木造住宅密集地域    | 老朽化した木造住宅が密集し、公園などのオープンスペースが少なく、道路が狭いなど、防災上、住環境上の課題を抱えた地域。   |
| 防災都市づくり推進計画 | 東京都震災対策条例に基づき、震災を予防し、震災時の被害の拡大防止の観点から、防災都市づくりに関する施策を展開するもので、施策の基本的な方向や整備地域等を定めた「基本方針」と、具体的な整備計画等を定めた「整備プログラム」で構成。  |
| 延焼遮断帯       | 地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間。  |
| 超高層建築物      | 建築物の安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合したとして、国の認定を受けた高さが60mを超える建築物をいわゆる超高層建築物という。   |
| 特定建築物       | <p>耐震改修促進法第14条第12項第1号、第2号に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模が同じ全ての建築物</p> <p>(1) 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの</p> <p>(2) 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物</p> |

| 用語             | 説明  |
|----------------|---|
| 急傾斜地           | <p>「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」では、傾斜度が30度以上である土地を急傾斜地と定義している。一般的には、「地すべり」と対比して、大雨や地震その他の要因により斜面が突然くずれ落ちるものを急傾斜地の崩壊と呼び、このような可能性の考えられる土地を急傾斜地という場合が多い。</p> <p>このうち、がけ高5m以上の急傾斜地で、崩壊した場合に人家、官公署、学校、病院等に被害が生じる恐れがある箇所を急傾斜地崩壊危険箇所という。また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の指定がされている箇所もある。</p> <p>都では、地元からの対策要望を勘案しつつ、特に危険度の高い箇所から、順次急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策工事を行っている。</p> |
| RI（ラジオ・アイソトープ） | 放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム、カリウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用。   |
| 不燃領域率          | 市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると市街地の延焼による焼失率はほぼゼロとなる。   |
| 防災生活圏          | 延焼遮断帯に囲まれた圏域。市街地を一定のブロックに区切り、隣接するブロックへ火災が燃え広がらないようにすることで大規模な市街地火災を防止する。日常の生活範囲を踏まえ、おおむね小学校区程度の広さの区域としている。   |
| ミニ防災生活圏        | 防災生活圏内部にある主要生活道路や緑道など「延焼遅延効果」を期待される空間に囲われたほぼ500m四方の区画を指す。   |
| 緊急輸送道路         | 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路。  |
| 特定緊急輸送道路       | 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第7条に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路をいう。  |

### （3）【震災編】第2部第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

| 用語     | 説明   |
|--------|--|
| 緊急輸送道路 | 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路。 |

| 用語          | 説明  |
|-------------|---|
| 特定緊急輸送道路    | 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第7条に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路をいう。  |
| (道路) 障害物除去  | 災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。                                 |
| 緊急通行車両      | 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条の2で定める次の車両をいう。<br>（1）道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車<br>（2）災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で標章が掲示されているもの |
| 緊急道路障害物除去路線 | 原則として上下各1車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線。              |
| 緊急輸送ネットワーク  | 震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設（指定拠点）と指定拠点相互間を、陸・海・空・水上・地下の多ルートで結ぶネットワーク。  |
| 緊急交通路       | 災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。   |
| 緊急輸送路       | 知事が指定する拠点（指定拠点）への輸送路、または、指定拠点を相互に連絡する輸送路  |
| 緊急自動車専用路    | 発災直後に道路交通法による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線。   |

#### （4）【震災編】第2部第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

| 用語 | 説明 |
|----|----|
|----|----|



| 用語  | 説明   |
|---|--|
| 緊急司令システム<br>(ICS (Incident Command System)) | 職員参集が整わない時間経過の中で、最初に現場に到着した職員で指揮命令系統を構築し、参集してくる職員を職層・所属にかかわらず、その時点で緊急性の高い仕事に配置していくことで、迅速かつ効率的に必要な応急対応を行う仕組みのことをいう。 |
| 区域内の公共的団体                                   | 医師会、歯科医師会、農業協同組合、町会連合会、商店街連合会、産業連合会等をいう。   |
| 自助、共助の精神に基づく自発的な防災組織                        | 町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である住民防災組織、事業所の防災組織等をいう。   |

## (5) 【震災編】第2部第6章 情報通信の確保

| 用語                     | 説明  |
|------------------------|---|
| 緊急地震速報（警報）             | 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。  |
| 全国瞬時警報システム（J-ALERT）    | <p>気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、区市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。</p> <p>総務省消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体のみにおいて、情報番号に対応する、あらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。</p> |
| 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net） | 総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能。なお、従来どおり FAX による情報伝達も並行して行う。                         |
| Lアラート（災害情報共有システム）      | 総務省が全国に普及促進しているもので、ICT を活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細やかな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現する情報基盤。  |
| 防災相互通信用無線              | 関係防災機関の間で、被害情報等を迅速に交換し、防災活動を円滑に進めることを目的としたもので、国、地方公共団体、電力会社、鉄道会社等で導入されており、同無線を利用するには、専用の無線設備を整備するか、自営の無線設備で決められた周波数帯の防災相互波で通信できるように組み込む必要がある。   |

## (6) 【震災編】第2部第7章 医療救護等対策

| 用語   |                   | 説明   |
|--|-------------------|--|
| 広域災害救急医療情報システム<br>(EMIS (イーミス) : Emergency Medical Information System) |                   | 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステム。  |
| 災害医療コーディネーター   | 東京都災害医療コーディネーター   | 都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター。  |
|  | 東京都地域災害医療コーディネーター | 各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター。  |
|  | 区災害医療コーディネーター     | 区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、区が指定するコーディネーター。  |
| 災害時小児周産期リエゾン   |                   | 災害時に、都が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者。  |
| 医療対策拠点等  | 二次保健医療圏医療対策拠点     | 都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所。  |
|  | 地域災害医療連携会議        | 都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議。 |
| 東京 DMAT<br>(DMAT (ディーマット) : Disaster Medical Assistance Team)          |                   | 大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム。   |
| DPAT<br>(DPAT (ディーパット) : Disaster Psychiatric Assistance Team)         |                   | 被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の精神保健医療体制との連携、被災住民への対応など、被災地において専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うための災害派遣精神医療チーム                                       |
| DHEAT<br>(DHEAT (ディヒート) : Disaster Health Emergency Assistance Team)   |                   | 予め研修を受けた都道府県等の公衆衛生医師・保健師・業務調整員・その他の専門職により構成される災害時健康危機管理支援チーム   |

| 用語   |  | 説明  |
|--|--|---|
| 医療救護所等   | 医療救護所  | 区が、区地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所。  |
|  | 緊急医療救護所  | 区が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所。   |
|  | 医療救護本部<br>(医療救護活動拠点)   | 区が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所。   |
| トリアージ  | 災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。   |   |
| 広域医療搬送拠点臨時医療施設<br>(SCU (エスシーユー) : Staging Care Unit) | 広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。   |   |
| 災害薬事センター   | 地区薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる。  |   |
| 災害拠点病院等  | 災害拠点病院   | 主に重症者の収容・治療を行う病院。<br>(基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院。)  |
|  | 災害拠点連携病院   | 主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院。<br>(救急告示を受けた病院等で都が指定する病院。)  |
|  | 災害医療支援病院   | 救急告示病院は、発災後、人員体制や被災状況等を考慮して受入可能であれば、災害拠点病院や災害拠点連携病院まで行くことのできない負傷者を診療する。<br>それ以外の病院等は、いち早く診療体制を復旧し、専門医療・慢性疾患などかかりつけ患者を中心に診療する。 |
| 保健医療調整本部   | 平成29年7月5日付厚生労働省関係局連名通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」において示された組織。<br>大規模災害時に都道府県災害対策本部の下に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。 |   |
| 国内型緊急対応ユニット<br>(dERU (デルー))                          | 日本赤十字社の緊急仮設診療所設備(大型テント、医療資器材)とそれを輸送する車両(3.5t)及び訓練された要員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称(東京に2基、その他全国に8基)。   |   |

| 用語  | 説明  |
|---|---|
| 心的外傷後ストレス障害<br>(PTSD : Posttraumatic Stress Disorder) | <p>生命の危険を伴うか、それに匹敵するような強い恐怖をもたらす体験の記憶が心的トラウマとなり、それによって生じるトラウマ反応の一つ。体験のありありとした光景と恐怖などの感情がフラッシュバックのように想起され（侵入症状）、これに交感神経系の亢進を伴う強い不安（過覚醒症状）、現在の出来事や過去の体験についての現実感の失われる麻痺症状、出来事を思い出させる刺激を避けようとする回避症状などが生じ、1か月以上持続したものの。</p> <p>治療としては、抗うつ剤の一種であるSSRIなどの薬物療法、認知行動療法が有効とされている。治療の前提として、二次的トラウマの防止、社会的、心理的援助の提供が必要であり、こうした援助だけで軽快する場合もある。</p> |
| ねずみ族、昆虫等  | 感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと  |
| 検視・検案   | <p>検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。</p> <p>検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。</p>  |

#### (7) 【震災編】第2部第8章 帰宅困難者対策

| 用語    | 説明  |
|-------|---|
| 帰宅困難者 | <p>事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。</p> <p>(※東京都帰宅困難者対策条例第1条より)</p> <p>なお、帰宅困難者数は、次のとおり算出している。</p> <p>(1) 自宅までの帰宅距離が10km未満の人は、全員の徒歩帰宅が可能としている。</p> <p>(2) 自宅までの帰宅距離が10km以上20km未満の人は、帰宅距離が1km増えるごとに10%ずつ帰宅可能者が逡減するものとしている。</p> <p>(3) 自宅までの帰宅距離が20km以上の人は、全員の徒歩帰宅が困難としている。</p> |

| 用語                   | 説明  |       |   |       |  |      |                                     |          |  |
|----------------------|---|-------|---|-------|--|------|-------------------------------------|----------|--|
| <p>滞留者</p>           | <p>ある時間帯に震災が起きたときに区内にいる滞留者の総数のこと。</p> <p>滞留者数＝屋外滞留者数＋屋内滞留者数＋待機人口<br/>＋滞留場所不明人口</p> <table border="1" data-bbox="683 416 1385 947"> <tr> <td data-bbox="683 416 855 591">屋外滞留者</td> <td data-bbox="855 416 1385 591">区外からの流入者、区内に居住地があっても所属場所（職場、学校など）以外の場所で被災して、身近に留まる場所を持たない人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 591 855 725">屋内滞留者</td> <td data-bbox="855 591 1385 725">自宅以外の所属場所（職場、学校など）で被災し、そのまま屋内にとどまることができる人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 725 855 815">待機人口</td> <td data-bbox="855 725 1385 815">自宅及び自宅周辺で被災し、屋内に留まることができる（または容易な）人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 815 855 947">滞留場所不明人口</td> <td data-bbox="855 815 1385 947">発災の時間帯に何らかの目的を持って移動中であり、発災時の滞在場所が不明な人。</td> </tr> </table> | 屋外滞留者 | 区外からの流入者、区内に居住地があっても所属場所（職場、学校など）以外の場所で被災して、身近に留まる場所を持たない人。 | 屋内滞留者 | 自宅以外の所属場所（職場、学校など）で被災し、そのまま屋内にとどまることができる人。 | 待機人口 | 自宅及び自宅周辺で被災し、屋内に留まることができる（または容易な）人。 | 滞留場所不明人口 | 発災の時間帯に何らかの目的を持って移動中であり、発災時の滞在場所が不明な人。 |
| 屋外滞留者                | 区外からの流入者、区内に居住地があっても所属場所（職場、学校など）以外の場所で被災して、身近に留まる場所を持たない人。   |       |   |       |  |      |                                     |          |  |
| 屋内滞留者                | 自宅以外の所属場所（職場、学校など）で被災し、そのまま屋内にとどまることができる人。  |       |   |       |  |      |                                     |          |  |
| 待機人口                 | 自宅及び自宅周辺で被災し、屋内に留まることができる（または容易な）人。   |       |   |       |  |      |                                     |          |  |
| 滞留場所不明人口             | 発災の時間帯に何らかの目的を持って移動中であり、発災時の滞在場所が不明な人。  |       |   |       |  |      |                                     |          |  |
| <p>帰宅困難者支援施設</p>     | <p>区立施設のうち区が指定する施設。</p> <p>帰宅困難者等の受入は行わないが、飲料水やトイレ、情報などを提供する。</p>   |       |   |       |  |      |                                     |          |  |
| <p>一時滞在施設</p>        | <p>帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設。</p> <p>対象となる施設は、都県や市区町村の指定を受けるか、協定を締結した施設。</p> <p>開設基準は、受け入れた帰宅困難者等が安全に帰宅開始できるまで、最長で発災後3日間の運営を標準とする。</p> <p>床面積3.3㎡当たり2人の収容（必要な通路の面積は参入しない。）を目安とする。</p>   |       |   |       |  |      |                                     |          |  |
| <p>災害時帰宅支援ステーション</p> | <p>災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設。</p> <p>（※ 上記の支援内容は、店舗の被害状況により、実施できない場合もある。）</p> <p>帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。</p> <p>店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者に見えやすい入口等に掲出している。</p>  |       |   |       |  |      |                                     |          |  |

| 用語       | 説明   |
|----------|--|
| 帰宅支援対象道路 | <p>徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、都県境を越えた徒歩帰宅ルート。</p> <p>各路線の詳細は、東京都ウェブサイトの下記ページで確認できる。</p> <p>東京都総務局総合防災部防災管理課<br/> “東京都防災マップ 帰宅支援対象道路”<br/> <a href="https://map.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_sien_road.html">https://map.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_sien_road.html</a> (アクセス日：2019-08-13)</p> <hr/> <p>【「東京都帰宅困難者対策実施計画」(平成24年11月、東京都)より】</p> <p>東京都は、地域防災計画において、16路線を「帰宅支援対象道路」と指定している。</p> <p>「帰宅支援対象道路」の選定基準は、都心から放射状に延びており、かつ被災地の避難路になっている緊急交通路のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都県境を越える11路線</li> <li>(2) 多摩地域において国道16号線に至る3路線</li> </ul> <p>に加えて、都心を迂回する環状路線で、被災状況により内側に交通規制が実施される2路線となっている。</p> <p>都は、「帰宅支援対象道路」において、帰宅道路に係る情報の提供を下記のとおり行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都は、帰宅支援の対象道路として策定した16路線について都民へ周知を図る。</li> <li>(2) 都は、16路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、これらの情報を災害情報提供システムなどを活用して都民に提供する。</li> </ul> |

#### (8) 【震災編】第2部第9章 避難者対策

| 用語   | 説明   |
|------|--|
| 避難場所 | <p>大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。</p> |
| 避難道路 | <p>避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ指定した道路をいう。</p>       |

| 用語    | 説明   |
|-------|--|
| 災害関連死 | 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。） |

### （9）【震災編】第 2 部第 10 章 物流・備蓄・輸送対策の推進

| 用語                    | 説明   |
|-----------------------|--|
| 応急給水槽                 | 地震等の災害に備え、区民の居住場所から概ね 2 km の範囲内に、給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。                                       |
| 災害時給水ステーション<br>（給水拠点） | 災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場（所）、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね 2 km 程度の距離内に 1 か所ある災害時給水ステーション（給水拠点）には、応急給水用資器材を配備している。 |
| ランニングストック方式           | 「流通在庫契約」のことで、長期保存ができず備蓄しにくいものは、生産者等との契約により常にある一定量の在庫を義務付け、災害発生時に被災者に支給する方法をいう。                               |
| 広域輸送基地                | 国、他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫、トラックターミナル、ふ頭、空港など                                      |
| 地域内輸送拠点               | 区市町村の地域における緊急物資等の受入、配分、避難所への輸送等の拠点   |

### （10）【震災編】第 2 部第 11 章 放射性物質対策

| 用語                      | 説明   |
|-------------------------|--|
| 原子力災害対策重点区域             | 国の原子力規制委員会が平成 24 年 10 月に策定した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域である。当該区域内においては、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要である。 |
| RI（ラジオ・アイソトープ）          | 放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム、カリウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用。  |
| SQM（セイフティ&クオリティ・マネージャー） | 市場内の自主的衛生管理等の推進役・食品危害発生時の連絡調整役。  |



## (11) 【震災編】第2部第12章 区民の生活の早期再建

| 用語           | 説明   |
|--------------|--|
| 被災建築物応急危険度判定 | 震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。     |
| 被災宅地危険度判定    | 大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図ることを目的として被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を判定することをいう。 |
| 激甚災害（激甚災害制度） | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。            |

## (12) 【風水害編】第2部 災害予防計画

| 用語        | 説明  |
|-----------|---|
| 雨水流出抑制施設  | <p>雨水浸透施設、雨水貯留施設又はこれらを組み合わせた施設をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水浸透施設：雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、その他の雨水を地下へ浸透させるための施設。</li> <li>・雨水貯留施設：雨水を一時的に貯留することにより、雨水の流出抑制を図る施設。</li> <li>・雨水浸透ます：ますの底面及び側面を砕石で充填し、集水した雨水を地下に浸透させる施設。</li> <li>・雨水浸透トレンチ：掘削した溝に砕石を充填し、かつ、浸透管を設置して雨水を導き、地下に浸透させる施設。</li> </ul> <p>【出典】世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱（平成22年7月12日、22世土計第204号）<a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/009/002/004/d00029779.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/009/002/004/d00029779.html</a></p> |
| 洪水浸水想定区域図 | <p>国土交通省及び都道府県では、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表している。</p> <p>【出典】国土交通省「洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ」<a href="https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/">https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/</a></p>  |

| 用語      | 説明   |
|---------|--|
| 浸水予想区域図 | <p>東京都では、都民が大雨による水害の危険性を理解し、事前の備えや避難に役立てるため、大雨が降った場合に浸水が予想される区域を表示した浸水予想区域図を作成している。</p> <p>浸水予想区域図は、東京都が管理する全河川（島しょ除く）を対象に、東京都を14区域に分けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■大雨が降った際に危険な場所（浸水の予想される区域）</li> <li>■危険の程度（想定される浸水深）</li> </ul> <p>を表示している。</p> <p>なお、浸水予想区域図では、川から水が溢れることで浸水する現象（外水氾濫）と下水道管のつまりや窪地に水がたまることで浸水する現象（内水氾濫）の両方を示している。</p> <p>【出典】東京都建設局「浸水予想区域図」<a href="https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/chusho_seibi/index/menu02.html">https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/chusho_seibi/index/menu02.html</a></p> |
| ハザードマップ | <p>各市町村では、災害による人的被害防止のため、洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域図等のほか各災害に関する情報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載したハザードマップを作成し、印刷物の配布やインターネット等により、住民に周知している。</p>   |
| 水門      | <p>洪水、高潮の防御や取水、排水又は船舶の通行等のために河川、又は堤防を横切って設けられる施設のうち、堤防と同じように、洪水や高潮の流入を遮断、あるいは制限する機能をもって設けられたものをいう。</p> <p>【出典】東京都河川維持管理基本方針（平成31年3月、東京都建設局）<a href="https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/kanri/index.html#b4">https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/kanri/index.html#b4</a></p>   |
| 樋門、樋管   | <p>堤内の排水又は用水の取水等のために堤防を管渠で横断して設けられる施設で、堤防の機能を有するものをいう。</p> <p>【出典】東京都河川維持管理基本方針（平成31年3月、東京都建設局）<a href="https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/kanri/index.html#b4">https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/kanri/index.html#b4</a></p> <p>排水路や支川が堤防を横断して川へ流れ込む場合に、堤防の中をトンネルのように通り抜けるものを樋管または樋門という。</p> <p>樋門と樋管には明確な定義はなく、一般的に、断面が比較的小さいものを樋管、大きなものを樋門と呼ぶ。</p> <p>【出典】国土交通省国土技術政策総合研究所「河川用語集～川のことば～」<a href="http://www.nilim.go.jp/lab/rcg/newhp/yougo/">http://www.nilim.go.jp/lab/rcg/newhp/yougo/</a></p>                                  |

| 用語        | 説明  |
|-----------|---|
| 陸閘（りっこう）  | <p>陸閘とは、やむを得ない理由（堤内外を通行する必要がある等）で、堤防を連続させられない場合に設けた開閉式の門扉のことである。洪水や高潮時には閉鎖し、堤防と同様な防災機能を有する施設をいう。</p> <p>【出典】東京都河川維持管理基本方針（平成31年3月、東京都建設局）<a href="https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/kanri/index.html#b4">https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/kanri/index.html#b4</a></p> <p>堤防と交差する道路の路面が、堤防の高さよりも少し低い時に、道路幅だけ堤防を切り下げて、開閉できる門扉である陸閘を設置する。</p> <p>洪水や高潮時には、そこから水が流れ込まないように陸閘を閉塞する必要がある。</p> <p>【出典】国土交通省国土技術政策総合研究所「河川用語集～川のことば～」<a href="http://www.nilim.go.jp/lab/rcg/newhp/yougo/">http://www.nilim.go.jp/lab/rcg/newhp/yougo/</a></p> |
| 土のうステーション | <p>世田谷区では、区民が必要に応じ、いつでも土のうを持ち出せる「土のうステーション」（土のう置き場）を設置している。</p> <p>土のうステーションの中に入っている土のうの重さは5kgと10kgで、各50袋、合計100袋が入っている。土のうステーションは施錠していないので、24時間誰でも土のうを持ち出せるシステムとなっている。</p> <p>【出典】世田谷区「土のうステーションをご利用ください」<a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/005/d00133548.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/005/d00133548.html</a></p>  |

### （13）【風水害編】第3部 災害応急・復旧対策計画

| 用語   | 説明   |
|------|--|
| 橋りょう | <p>道路・鉄道等の線状の構造物をつくる場合に、障害となる河川・渓谷・道路・鉄道等を横断するため、その上方につくられる構造物のこと。</p> <p>【出典】独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構「橋りょう」<a href="https://www.jrnt.go.jp/construction/technology/bridge.html#:~:text=%E6%A9%8B%E3%82%8A%E3%82%87%E3%81%86%E3%81%A8%E3%81%AF%E3%80%81%E9%81%93%E8%B7%AF%E3%83%BB%E9%89%84%E9%81%93,%E6%B8%A1%E3%81%97%E3%81%9F%E6%A1%81%E6%A9%8B%E3%81%A7%E3%81%99%E3%80%82">https://www.jrnt.go.jp/construction/technology/bridge.html#:~:text=%E6%A9%8B%E3%82%8A%E3%82%87%E3%81%86%E3%81%A8%E3%81%AF%E3%80%81%E9%81%93%E8%B7%AF%E3%83%BB%E9%89%84%E9%81%93,%E6%B8%A1%E3%81%97%E3%81%9F%E6%A1%81%E6%A9%8B%E3%81%A7%E3%81%99%E3%80%82</a></p> |
| 内水氾濫 | <p>豪雨時に堤内地（※）に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫という。</p> <p>これに対して堤外地（※）を流れる川の水のことを外水という。</p> <p>内水氾濫は、川が増水して水位が上昇するため堤内地に降った雨が自然に川へ排水できなくなるため、堤内地の水路があふれ出したり、下水道のマンホールの蓋から下水が噴き出したりする現象。</p> <p>（※）堤防により洪水から守られている土地を堤内地（ていないち）、堤防で洪水を食い止めている方を堤外地（ていがいち）という。</p> <p>【出典】国土交通省国土技術政策総合研究所「河川用語集～川のことば～」<a href="http://www.nilim.go.jp/lab/rcg/newhp/yougo/">http://www.nilim.go.jp/lab/rcg/newhp/yougo/</a></p>  |

| 用語         | 説明   |
|------------|--|
| 堤防         | <p>流水が河川外（堤内地側）に流出することを防止するために設けられる構造物をいい、土堤、護岸及び防潮堤の総称。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土堤：堤防のうち、土を主材料として設けられる構造物をいい、法覆工により法面に被覆されているものや、計画高水位以上の高さにパラペットが設置してあるものを含む。</li> <li>・護岸及び防潮堤：堤防のうち、コンクリート、鋼矢板、コンクリートブロック等で構築された構造物をいう。</li> </ul> <p>【出典】東京都河川維持管理基本方針（平成31年3月、東京都建設局）<a href="https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/kanri/index.html#b4">https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/kanri/index.html#b4</a></p> |
| 防災船着場      | <p>地震等の災害時において建物の崩壊や高架橋の落下等により車や鉄道等の陸上交通が寸断された場合、陸上交通の代替輸送機関として、河川舟運が住民の避難や救急物資の輸送等の機能を有効に果たすための拠点になる施設をいう。</p> <p>【出典】東京都河川維持管理基本方針（平成31年3月、東京都建設局）<a href="https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/kanri/index.html#b4">https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/kanri/index.html#b4</a></p>  |
| 排水施設（排水機場） | <p>河川又は水路の流水を、ポンプによって堤防を横断して排水する施設をいう。堤防の付近に設けられ、排水ポンプとその附属施設（吐出水槽、樋門等）の総称である。</p> <p>【出典】東京都河川維持管理基本方針（平成31年3月、東京都建設局）<a href="https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/kanri/index.html#b4">https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/kanri/index.html#b4</a></p>   |
| 河川管理施設     | <p>ダム、堰（せき）、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。</p> <p>【出典】河川法（第三条第2項）<a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=339AC0000000167_20200401_429AC0000000045&amp;keyword=%E6%B2%B3%E5%B7%9D">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=339AC0000000167_20200401_429AC0000000045&amp;keyword=%E6%B2%B3%E5%B7%9D</a></p>  |